

県南広域振興局長告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年9月25日

県南広域振興局長 堀 江 淳

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600884	社会福祉法人平和会	デイサービスセンター おにやなぎ	岩手県北上市鬼柳町新 井田45番	平成27年9月30日
0370901621	医療法人あけぼの会	さくらデイサービス	岩手県一関市竹山町5 番34号	〃